

龍ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード（訪問型サービス（独自）A2）

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
A2 1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき
A2 2111	訪問型サービス11日割			日割の場合	39	1日につき
A2 1211	訪問型サービス12		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき
A2 2211	訪問型サービス12日割			日割の場合	77	1日につき
A2 1321	訪問型サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき
A2 2321	訪問型サービス13日割			日割の場合	123	1日につき
A2 C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2 C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2 C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2 C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 D211	訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2 D220	訪問型業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 D212	訪問型業務継続計画未策定減算12		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2 D213	訪問型業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 D214	訪問型業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2 D215	訪問型業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき
A2 6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算	
A2 6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算	
A2 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算	1月につき
A2 8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の15%加算	1日につき
A2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算	1月につき
A2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算	1日につき
A2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の5%加算	1月につき
A2 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1日につき
A2 4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算		200	1月につき
A2 4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2 4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2 6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算		50	
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算		1月につき
A2 6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算		
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算		
A2 6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算		
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算		
A2 6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算		

2026年6月より適用

※ ■は塗られた部分のみの変更、■は新設